

市島地域市立小学校統合準備委員会
第4回竹田・前山地域部会 次第

日時：R4.4.15（金）19:30～

場所：竹田小学校 図書室

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 会議記録の確認

《校舎見学の実施》

4 統合の時期及び場所について

(参考資料)

- ・丹波市小中学校廃校舎施設等の利活用に関する基本方針

5 その他

6 次回部会の日程について

・日 時 月 日 () 19時30分～

・場 所

7 閉 会

—MEMO—

A series of horizontal dashed lines for writing.

会議・協議・相談等 記録簿

令和4年3月14日

- 会議名 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会
第3回竹田・前山地域部会
- 日時 令和4年3月3日（木）19:40～20:40
- 場所 ライフピアいちじま団体室
- 出席者 委員：青木修、余田義信、吉見祐也、山邊敦、井上直人、荻野有希、足立三友紀、四方まどか、蘆田勤、吉見典彦、余田淳子
事務局：足立次長、船越係長
統合準備委員：川上委員長、山口滋唯

●内 容

1 統合の時期及び場所について

令和6年度に統合する場合の検討項目とスケジュールを提示し、前回から引き続き統合の時期及び場所を検討した。

【意見等】

- ・竹田小 PTA としては、前山小が今後複式学級となるのであれば竹田小で一緒になればいいのではないかという考えである。そういう意味でいうと前山小を活用するという概念はない。前山小を活用するという事が前提であればアンケートの結果が大きく変わってくる事が考えられる。
- ・竹田小学校を見学してから検討するという流れが飛んでしまっている。
- ・子どもに大きくて古い建物と小さくて新しい建物のどちらがいいか聞いてみたらいいのではないか。一般的に小さくて新しい建物が良いのではないかと思う。
- 竹田小 PTA の価値観からいうと、そこはあまり関係ない。もちろんその感覚は否定しないが、実際に学校で勉強するのは子どもであり、それを見届けるのは保護者である。竹田小 PTA には前山小に行くという考えがないため、前山小の校舎にこだわるのであれば、このままでは仲違いのような形になってしまう。それは避けたほうがいいのではないか。
- ・竹田小も見てもらおうべく学校や教育委員会で調整はしていたが、前はコロナの感染状況を踏まえ、外部から人を入れることが難しく見学がかなわなかった。現在も外部から人を入れるににくい状況であることはご理解願いたい。
- ・竹田小 PTA で協議する中で、どちらにも学校がある中で、相手の子どもの事も考えて協議したいというスタンスで前に進めたいという意見もあった。また、アンケートを実施した際のイメージは、竹田小としては人数的にやっていけることがわかっている状況の中で、前山小が複式となる状況が見えているのであれば一緒に竹田小でやっていこうというスタンスであるという意見もあった。そのような中で、どちらの学校という議論になると中々譲れないところがある。今後、統合という話になると様々なことを調整しなければならないが、例えば通学の面からいうとバスを運行していく際に人数的なことや乗降場所などを合理的に考えた時にやはり難しい面があり、今の竹田小としての考え方につながっている。
- ・前山の4人の年代の子どもたちのことを考えると、学校の場所は竹田小になると思う。前回、前山小を見学したが、早い時期での統合となると人数がまだ多い年代もあるので、手狭と感じた。

- ・場所のことは様々な意見があるが、時期的なことはどうなるのか。
- 時期と場所をセットで考えていかないといけないと考えている。(事務局)
- ・場所についてここで決まるものなのか。中々決められないのではないか。
- 合議体としてこの委員会や地域部会を組織しており、それぞれの母体から代表という形でここに出ていることから、ここで決定していくことになる。(事務局)
- ・希望の多い令和6年度の統合を目指すのであれば、逆算して覚悟をもって決定していく必要があるのではないか。この議論が長引いて影響を受けるのは子どもたちなので、これからの判断は大切にしなければいけないのではないか。
- ・統合後の校舎をどうするかということも議論を進める中で重要になってくる。基本の校舎は竹田小にしておいて「～については前山小校舎を使う」といったことができれば議論が前に進むのではないか。
- ・主の学校ではなく準の学校を使うような形は教育委員会としては可能なのか。廃校を林間学校のような形をとれないか。廃校となっても維持管理費は必要であるのではないか。
- 通常廃校となれば各種保守管理等、打ち切っていくものもある。廃校を活用する事業者が出てくれば、そちらが費用負担していくことになる。廃校活用については、市の方針に基づき、市として活用があるかどうか、活用がなければ地域で活用されるかどうか、地域でも活用がなければNPOや民間事業者の活用があるかどうかの順に進められ、一定期間何も活用がなければ解体となっていく。(事務局)
- 廃校舎を遠足で使用するのか、学習で使うのか、イベントで使うのか等の議論を持ち出すと、令和6年度開校のスケジュールには到底間に合わないのではないか。
- ・この統合協議が始まった時には、前山小は竹田小に行くんだらうなど考えていたが、前山小を残してほしいという意見も周りから聞いている。個人的に竹田小学校の校舎を見たことがなく、見学をしたいという保護者の意見もあったので、できれば見学会をおこなって欲しい。
- ・見学はできるのか。
- コロナの蔓延防止の間はできないが、解除されればできる可能性もある。
- ・当初から両校の見学をすべきとの話をしていて、見学をしていないのに何を協議するのかと思っている。
- ・前回の地域部会で令和6年に開校となれば、どういったスケジュールになるのかといった話もあったが、複式学級を回避するための令和7年、8年といった意見もあったため、その辺も考えてもいいのかもしれない。
- ・無理に進めるのではなく、判断材料を揃えてから判断するほうが良いのではないか。
- ・メンバーが変わっていく中で結論を出していかなくてはならないことになる。
- 引き続き議論が必要なので、役員交代された委員にも4月以降も部会に入ってもらい、一定の結論が出る7月頃まで継続した協議をお願いしたいと考えている。(事務局)
- 委員の了解を得た。
- ・校舎の見学会は委員だけか、保護者も含めるか。
- 今後、役員に相談する際を考えると役員にも見てもらってもよいのかとも思っている。(事務局)
- ・多分その時の都合で私は見に行けなかったのだからわからないとか、メンバーを広げたら広げたで、そこで(見学のメンバーから)外れていたのだから私は議論に参加できないといった話出やすいと思う。なので、人数を増やすことでその部分をカバーしようとするのは、大丈夫かなという心配はあります。
- 最初から言っているが、教育委員会の主導でお互い見たい人が2校の小学校を見学すればよい。それを今ごろになって言うのはおかしい。
- 感染状況がなければの話になる。

- 去年の7月からずっと事務局に言ってきた。
- 何故延期になったかをご存知ですよね。今説明ありましたよね。そこをすっ飛ばしてその話をするのは、やはりちょっと手続きとしておかしいですよね。
- この件に関して教育委員会は少しも動いてないということですよ。
- お話がわかっておられますか。動けないという話をされてたんですよ。動いてないじゃない。ここに至るまでの話で、それはちょっと事務局に対しての理解がなさ過ぎる話だと思います。
- 教育委員会まで行って話もしましたよ。
- お1人で見に行くわけではないんですよ。皆さんで見に行くのであれば日程の調整も必要でしょうし、施設の調整も必要となります。調整の途中でもろもろの状況が起きたので、延期になりましたという話を最初にされたのではないですか。なぜそれを飛ばして今その話になるのでしょうか。議論をちゃんと積み上げましょうよ。できないところの話で議論をするのは根本からおかしいです。少し状況を整理しましょう。見学をさせたくなくてここまできてるわけではないことは、皆さんご存知のはずですよ。そこを事務局の怠慢とか悪意の形でまとめるというのはやはり議論が乱暴ですよ。ここにきて議論を追いつかせようというときに、見たい人が全員が見るというのは、機会がちゃんととれるのかとかそういう話を今申し上げたわけです。何か工夫がいるのではないかという話です。見に行ける方がビデオ回すでもいいでしょう。写真を撮るもいいでしょう。来れない方に情報提供する手段は他にもあるじゃないですか。そうやって議論を前に進めましょうという話です。

2 その他

- ・次回日程 令和4年4月15日（金）19時30分～
竹田小学校

小学校区別児童・生徒数の推移

【年齢別人口統計表 R4.3.31時点 市民課】

学校名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	就学前計	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小学校計	中1	中2	中3	中学校計
崇広小学校	58	63	50	76	64	70	381	68	78	64	68	67	80	425	65	82	70	217
新井小学校	14	25	22	17	19	20	117	13	15	19	13	14	20	94	18	14	19	51
柏原地域	72	88	72	93	83	90	498	81	93	83	81	81	100	519	83	96	89	268
中央小学校	33	35	37	30	28	33	196	48	40	40	40	48	43	259	39	34	38	111
東小学校	44	28	40	51	48	46	257	48	57	46	44	48	52	295	48	52	44	144
西小学校	14	14	11	11	9	17	76	15	21	17	25	17	33	128	21	16	29	66
南小学校	11	14	15	24	21	23	108	22	18	17	22	17	18	114	21	21	29	71
北小学校	13	20	18	16	20	13	100	23	20	23	20	34	31	151	26	33	40	99
氷上地域	115	111	121	132	126	132	737	156	156	143	151	164	177	947	155	156	180	491
青垣小学校	21	22	26	25	30	48	172	29	43	42	41	60	50	265	43	45	52	140
青垣地域	21	22	26	25	30	48	172	29	43	42	41	60	50	265	43	45	52	140
黒井小学校	24	27	21	33	26	23	154	27	37	26	37	32	28	187	26	22	26	74
春日部小学校	9	10	16	20	16	15	86	19	19	16	17	25	17	113	15	22	10	47
大路小学校	8	8	14	9	12	20	71	13	9	18	14	15	20	89	14	15	12	41
進修小学校	14	15	16	11	19	13	88	13	17	15	17	20	20	102	20	23	22	65
船城小学校	1	13	4	5	5	9	37	8	10	16	6	8	15	63	17	11	11	39
春日地域	56	73	71	78	78	80	436	80	92	91	91	100	100	554	92	93	81	266
上久下小学校	2	4	6	5	6	11	34	5	11	5	8	7	10	46	14	13	11	38
久下小学校	15	22	21	21	22	18	119	20	14	23	15	16	24	112	23	22	19	64
小川小学校	7	10	10	10	16	16	69	25	15	22	14	14	13	103	19	17	12	48
和田小学校	14	17	25	23	34	32	145	23	32	36	37	39	28	195	37	33	33	103
山南地域	38	53	62	59	78	77	367	73	72	86	74	76	75	456	93	85	75	253
竹田小学校	16	9	11	10	15	11	72	14	12	13	13	15	19	86	10	20	20	50
前山小学校	5	7	8	8	8	4	40	11	7	12	13	14	15	72	18	12	19	49
吉見小学校	10	17	17	13	16	16	89	11	16	20	20	18	18	103	13	14	10	37
鴨庄小学校	7	7	4	9	11	11	49	4	7	11	7	8	3	40	8	9	8	25
三輪小学校	9	13	8	12	10	20	72	12	10	25	11	11	15	84	8	13	15	36
市島地域	47	53	48	52	60	62	322	52	52	81	64	66	70	385	57	68	72	197
全地区	349	400	400	439	455	489	2,532	471	508	526	502	547	572	3,126	523	543	549	1,615

10人未満の年齢

10人未満かつ複式学級又は複式学級の可能性がある年齢



丹波市小中学校廃校舎施設等の利活用に関する基本方針

丹 波 市
平成 28 年 3 月 1 日
平成 30 年 3 月 23 日改訂
令和 3 年 4 月 1 日改訂

1 目的

丹波市が用途を廃止した小・中学校施設（以下「廃校」という。）を対象に、利活用や処分についての基本的な考え方や進め方を明らかにするため本基本方針を定める。

2 小中学校の統廃合による廃校利活用に関する課題

平成 7 年度以降、人口減少が続いており、今後もこの傾向は続くものと見込まれる中、市内の小中学校が統廃合され廃校となった場合、地域コミュニティの低下が懸念される。また、小中学校は、市にとっても、地域にとっても重要な社会資本であることから、廃校の利活用については関係機関が連携して協議していく必要がある。

＜整理すべき事項、手続き＞

- (1) 各廃校の状況把握と整理（建築年、耐用年数、使用可能年数等）。
- (2) 学校用地における土地所有者の確認・整理。
- (3) 財産処分する場合、国庫補助等を受けて整備した建物等の確認・承認申請・大臣への報告（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、有償で貸与・譲渡等を行う場合など）。

3 基本的な方向性

(1) 廃校の位置づけ

元々、学校は地域コミュニティの拠点であり、学校設立時には地域の協力が大きく、立地も校区の中心であることを踏まえ、校区住民等と地域の活性化に結びつく利活用方法について十分協議を行う。

なお、廃校は普通財産とする。

(2) 利活用検討の優先順位

保有資産の縮減を基本に廃校の利活用の優先順位は、施設の老朽度合等を考慮の上、原則として次のとおりとする。

ただし、市全域の活性化に繋がるといった観点や経済的な観点などから、他の活用手段より処分が優位であると判断する場合は、市が主体的に処分方法を検討し処分することを優先とする。

なお、廃校全体で利活用の方法を検討できない場合（部分利活用）でも同様の考え方とする。

①処分（老朽）

施設の老朽化が著しく利活用に適さない場合は、処分（解体・撤去）する。

②公共活用

利活用に適すると判断した場合は、まず公共用施設としての活用方法を検討する。

③地域活用

②の活用ができない場合、地域に密着した施設として、校区住民（地域づくりを推進する自治協議会等）が主体の活用（校区等が行う公共的活用、民間活用を含む）を検討する。

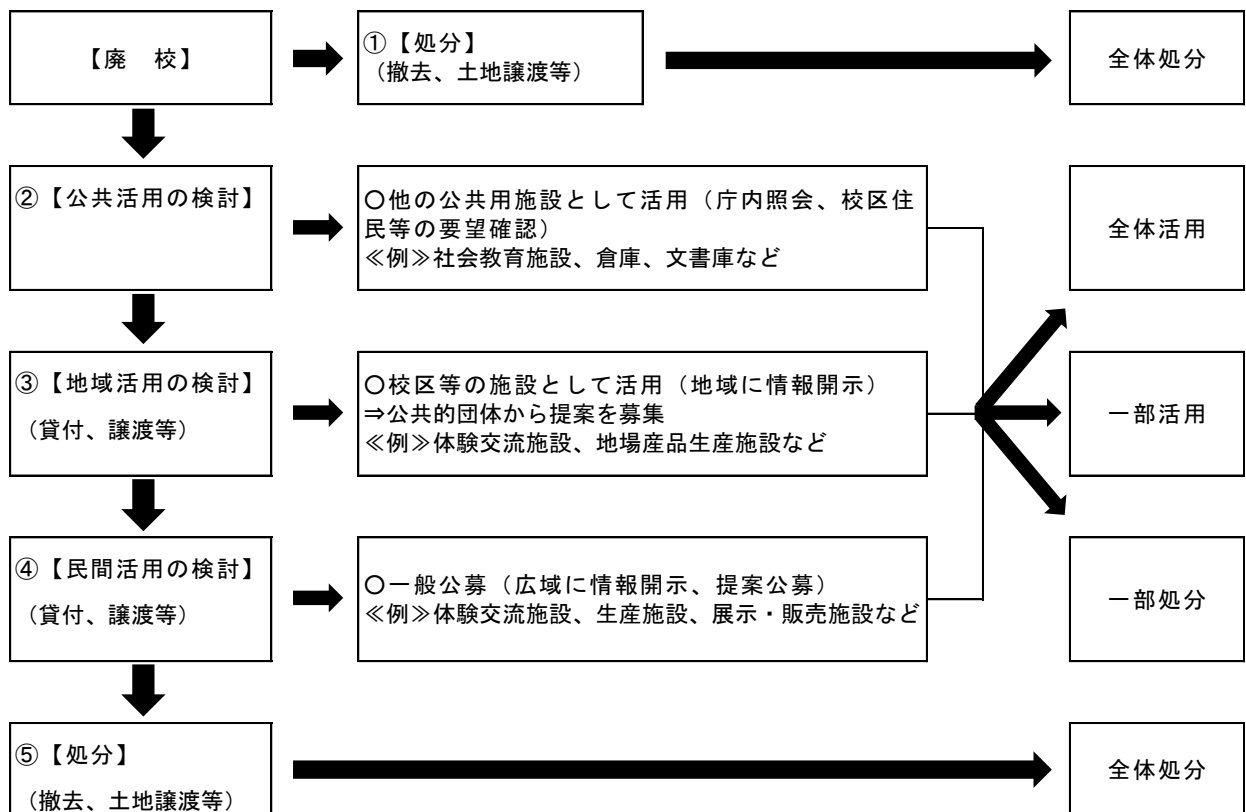
④民間活用

②③の活用ができない場合、NPO、民間企業等の活用を検討する。

⑤処分（時限）

②③④の活用ができない場合で、一定の期間（概ね5年）活用が見込めない場合は、原則処分（解体・撤去）する。

☆活用の流れ



(3) 利活用を検討する上で考慮すべき事項

①建物の状況による考え方

原則、現状有姿で使用する。

②プールについて

○廃校となった時点で、安全管理、環境衛生を考慮し、水を抜く。原則、解体撤去はしない。

○防火水槽としての機能を有している廃校もあるが、プールの本来機能ではないため、該当地域に防火水槽が必要な場合は、プール以外で整備する。

③指定避難所について

廃校は避難所に指定しているが、進出事業者（以下「事業者」という。）が決定した場合は、事業者との協議により、その事業活動の支障とならない範囲において避難所指定を継続する。

④その他

○原則、借地は解消する。

○廃校の名称は、利活用の実態に即したものとする。

○校舎等建物の解体費用は、市が負担する。ただし、譲渡により校舎等建物の所有権が譲受者に移転した場合は、譲受者が負担する。

4 公共的施設以外への利活用にあたり配慮すべき事項

(1) 配慮すべき事項（利活用及び処分、譲渡を含む）

①建築基準法、消防法、その他関係法令に適合していること。

②公共施設の転用にふさわしい目的であること。

③地域の活性化につながること。

④地域の環境に与える影響を最小限にすること。

⑤市民に対して危害を及ぼす可能性や社会的に風紀を乱すおそれがないこと。

(2) 廃校施設の維持管理経費について

維持管理経費（光熱水費、消防設備・電気設備等保守点検料、グラウンド等維持管理経費）については、事業者の負担とする。

ただし、社会体育事業等、地元住民が主体となって施設を利用する間は、市がその経費の一部を負担する。

(3) 修繕負担区分について

①貸付物件の施設・設備等は現状有姿で事業者引き渡すものとし、経年劣化による補修及び修繕に要する経費は、事業者が負担する。

ただし、附属工作物を除く貸付物件の躯体等に係る工事については、本事業において事業者が貸付物件を通常の使用をしていた場合は、予算の範囲内において市が負担する。

②貸付物件及び附属工作物の工事（躯体に係るものを除く）、貸付物件の付属品等に関する修繕（張替え及び塗装替えを含む。）、通常の使用により発生する修繕、交換等に要する費用は、事業者が負担する。

- ③事業者が事業実施のために市の承認を得て建物を解体した工事等に要する費用は、事業者が負担する。
- ④天災地変等事業者及び市の双方の責めに帰すことができない事由により発生した貸付物件の躯体に係る工事その他の貸付物件の補修及び修繕の費用負担は、双方の協議により決定することとする。
- (4) 事業成果の検証等
- 貸付後、一定期間経過した時点で、事業成果の検証等を行い、当初の利活用計画の見直し（中止・継続・処分など）を検討する。
- 利用目的が途中で達成できなくなった場合には、利活用時の契約条項に則して施設を返還させる。

5 利活用及び処分にあたっての市の支援

「丹波市財務規則」及び「丹波市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」、
「丹波市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づく丹波市財産の地縁による団体への譲与等に関する要綱」を基本に対応する。

- (1) 土地及び建物の貸付は無償とする。
- (2) 維持管理経費の補助については、上記4の(2)のとおりとする。
- (3) 土地、建物の払い下げについては、次の条件等を考慮し、売却額の減額などの支援を検討する。

[条件]

- 地域振興のために利活用が望まれること。
 - 廃校後一定の期間を経過して、他の利活用の計画が想定されないこと。
 - 利活用計画に対して、校区等の賛同が得られていること。
 - 事業主体が公共的な団体であり、事業内容の公共性が認められること。
 - その他必要と認められる場合。
- (4) 施設整備費（既存の建物、電気・消防や合併浄化槽等の設備の改修・更新や新規整備）は、事業者負担とする。
- ※平成29年度に「廃校施設利活用奨励補助金」を創設

6 管理体制等

廃校施設を含めた、公有施設等の利活用を総合的に管理・調整する財務部資産活用課が管理するものとする。

7 検討対象施設

検討対象施設は、学校適正規模・適正配置の推進に係る学校統廃合により廃校となる施設とする。